



Authorized Economic Operator Program



税関

JAPAN CUSTOMS

AEO 制度

認定事業者



AEO 制度は

国際物流における

セキュリティ確保と円滑化の両立を

目指します



AEO 制度は

- 国際物流におけるセキュリティ確保による**国民生活の安全・安心の確保**
- 貿易の円滑化による**国際競争力の向上**

を目指しています。

AEO 制度

背景

平成13年(2001年)の同時多発テロ(米国)を契機に

国際物流の
セキュリティ確保

物流円滑化
の推進

の両立を
目的として
導入された

官民パートナーシッププログラムです。

AEO 制度

概要

貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。日本は、平成18年(2006年)に導入し、これまで650を超える事業者が参加。

対象事業者 輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者

AEO 制度

効果

税関は、AEO事業者に対して、以下の通り、簡素化・迅速化した税関手続を提供

輸出入通関において、審査・検査が軽減され、リードタイムの短縮及びコストの削減が可能

貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能(輸入手続)

貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能(輸出手続)

運送ごとの保税運送承認が不要(保税運送手続)

貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能

新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要(税関への届出のみ)

税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除

等 その利便性の向上が期待されます。



物流に関する業務について、

税関手続等に関する法令（関税法等）の遵守

法令違反について、未然防止に努め、また、法令違反が発生した場合に適正な連絡・再発防止策が講じられる体制整備

取扱貨物の安全の確保

貨物に「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制整備

これらの体制を整備して頂く必要があります。

AEO 制度

確認事項

認定要件チェックリストにより貴社の体制をチェックしてみてください。

- 法令遵守体制
- 適切な税関手続
- 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- 内部監査
- 委託先管理
- 税関との連絡体制、社内連絡体制
- 教育・訓練の体制

等

詳しくは税関 HP をご覧ください

AEO チェックリスト

検索

AEO 制度は、現在、

世界 70 以上の国・地域

において導入されています。

また、AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度及び AEO 事業者を相互に承認する AEO 相互承認が各国で締結されており、その数は 50 以上になります。

AEO 相互承認により、締結した相手国において、通関上の審査・検査の軽減等を受けることが可能です。

AEO 制度

利用者の声

社内の情報連絡・共有が進み、また、各種業務の
手順化により業務の正確性が向上した。



確実な税関手続／貨物管理が履行できる事業者
として、荷主に PR でき、契約面で有利に働いた。



貨物の輸入について、貨物の引き取り後に一括で納税申告を
行うことができ、その際の担保負担が軽減された。



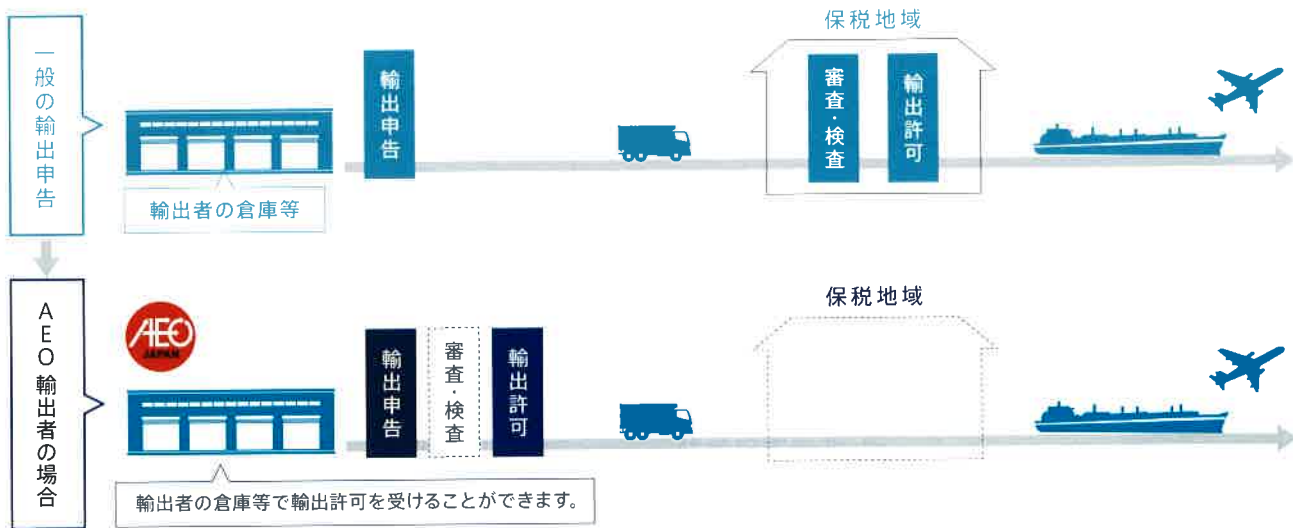
自社貨物の物流についての予見性が
高まり、リードタイムの短縮、在庫減
少等によりコスト削減に繋がった。

社員の法令遵守・セキュリティ意識が向上し、
社内管理の一層の効率化に繋がった。



AEO 輸出者になると

輸出貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)

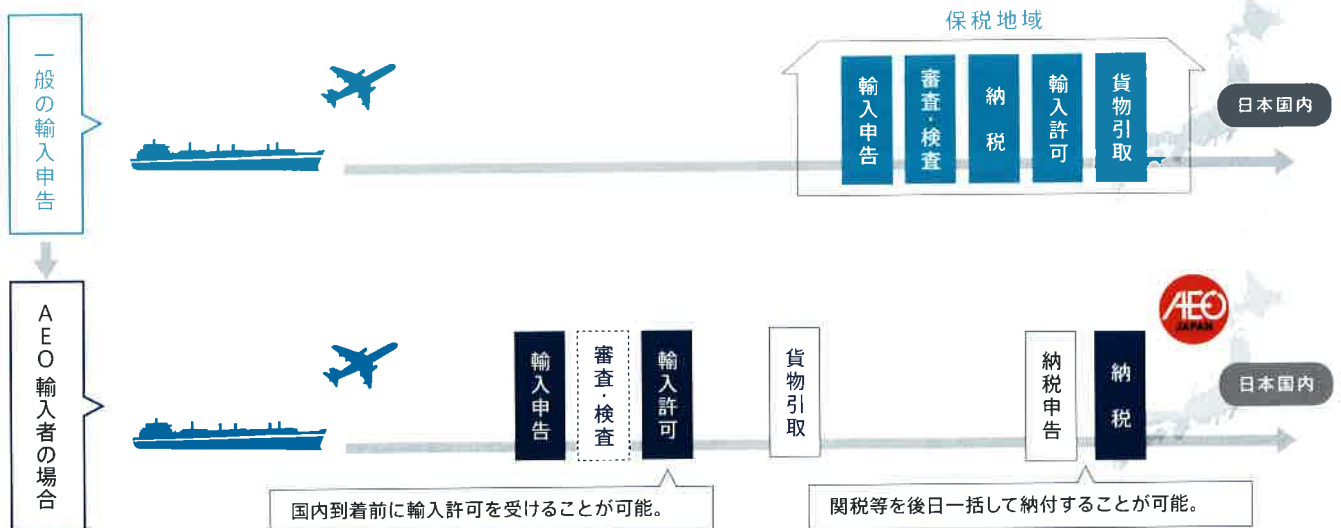


その他のメリット

- コンプライアンスを反映した審査・検査率の軽減 → 予見可能性が向上し、リードタイムの短縮・在庫の圧縮に繋がります。
- 通い容器 (リターナブルラック等) に関する免税手続の簡素化 (※AEO 輸入者の取得も必要)
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能 等があります。

AEO 輸入者になると

輸入貨物を保税地域に搬入することなく、輸入申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)



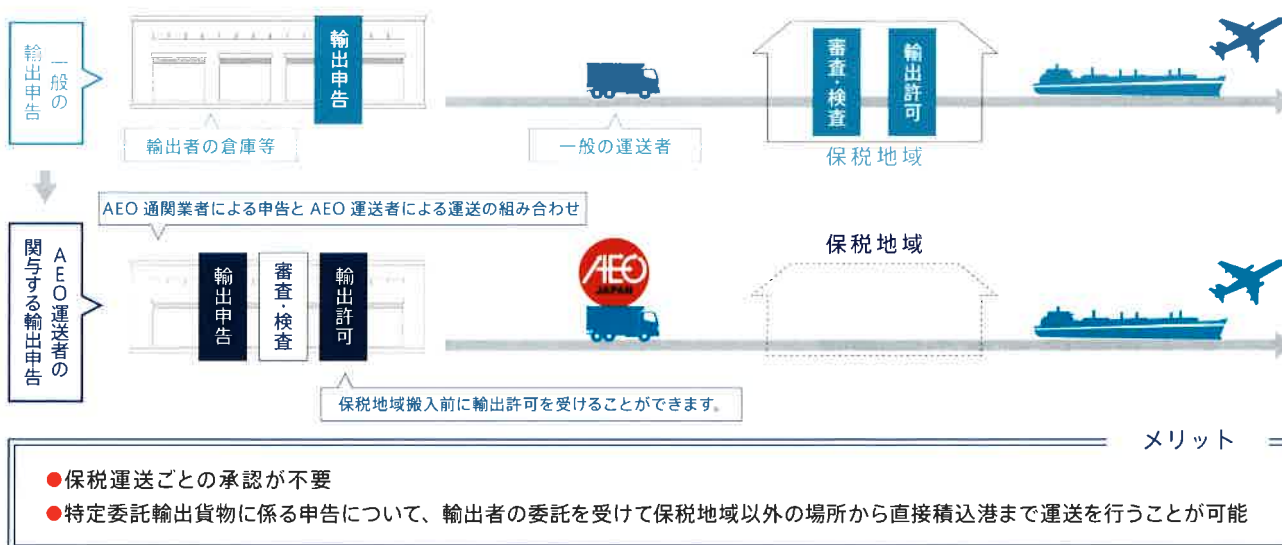
その他のメリット

- 輸入貨物の輸入 (引取) 申告と納税申告を分離して行うことが可能
- 輸入 (引取) 申告の翌月に1か月分をまとめて納税申告することが可能
- 加工再輸入減税制度 (暫8) の減税手続の簡素化
- コンプライアンスを反映した審査・検査率の軽減 → 予見可能性が向上し、リードタイムの短縮に繋がります。
- 通い容器 (リターナブルラック等) に関する免税手続の簡素化 (※AEO 輸出者の取得も必要)
- 一定の条件の下、輸入貨物の引取に係る担保の省略
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能 等があります。

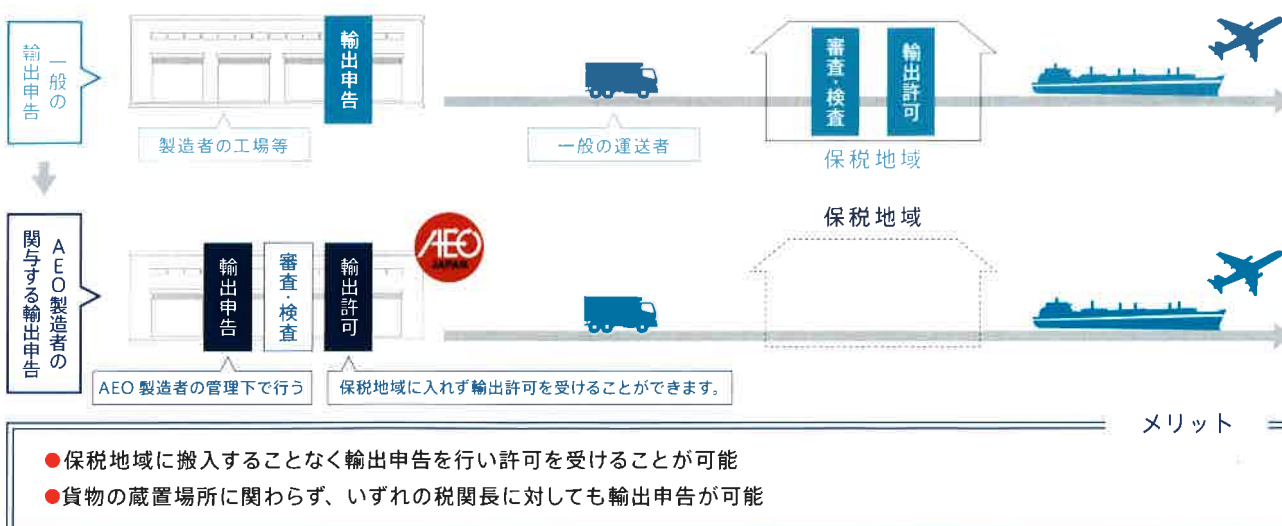
AE0 倉庫業者になると



AE0 運送者になると

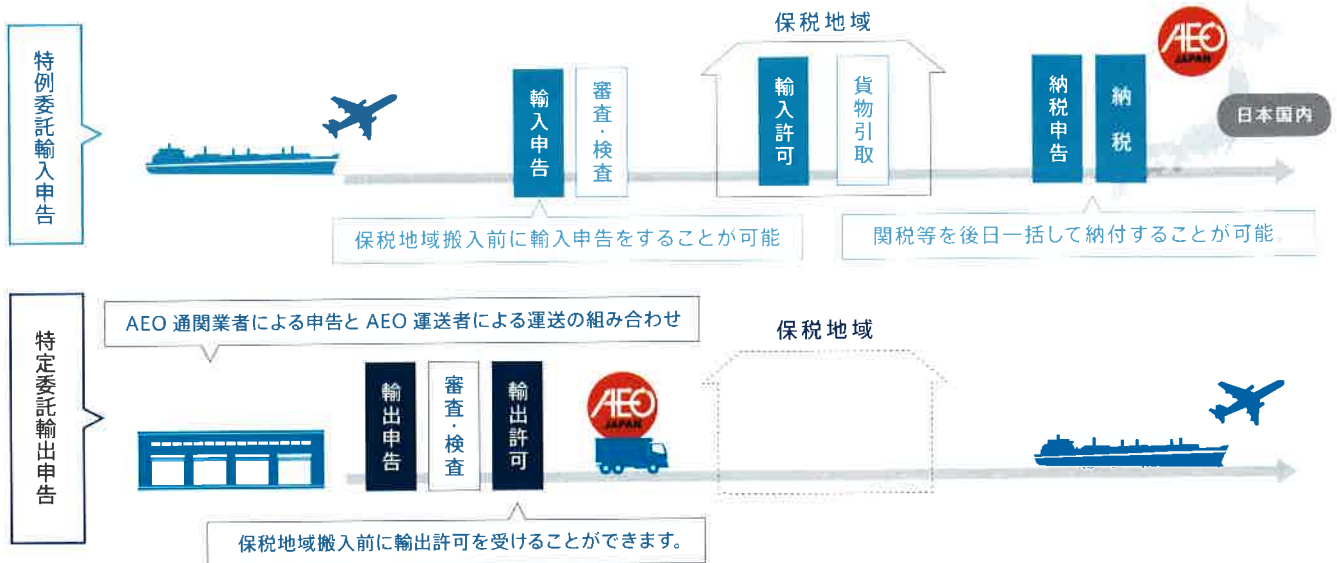


AE0 製造者になると



AEO 通関業者になると

特例委託輸入申告及び特定委託輸出申告が可能となります。
(下図参照)



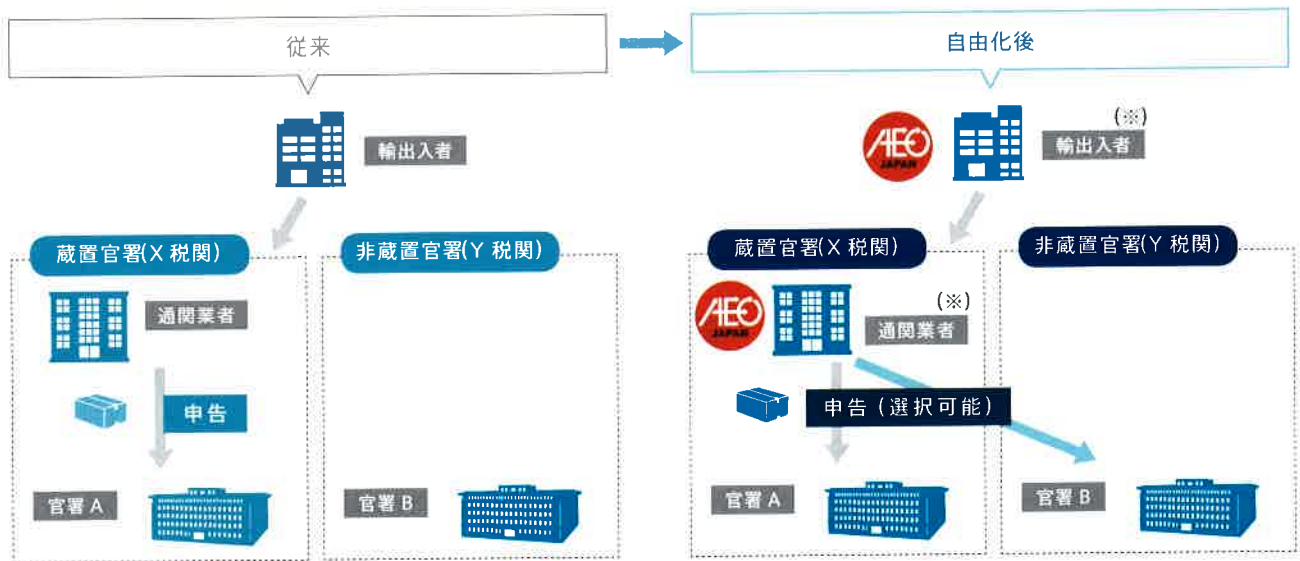
その他のメリット

- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能
- 加工再輸入減税制度(暫8)の減税手続の簡素化

等があります。

輸出入申告官署の自由化

AEO輸出入者、AEO製造者及びAEO通関業者については、
いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能



メリット

- 官署 A の管轄区域にある貨物を官署 B にも申告することが可能

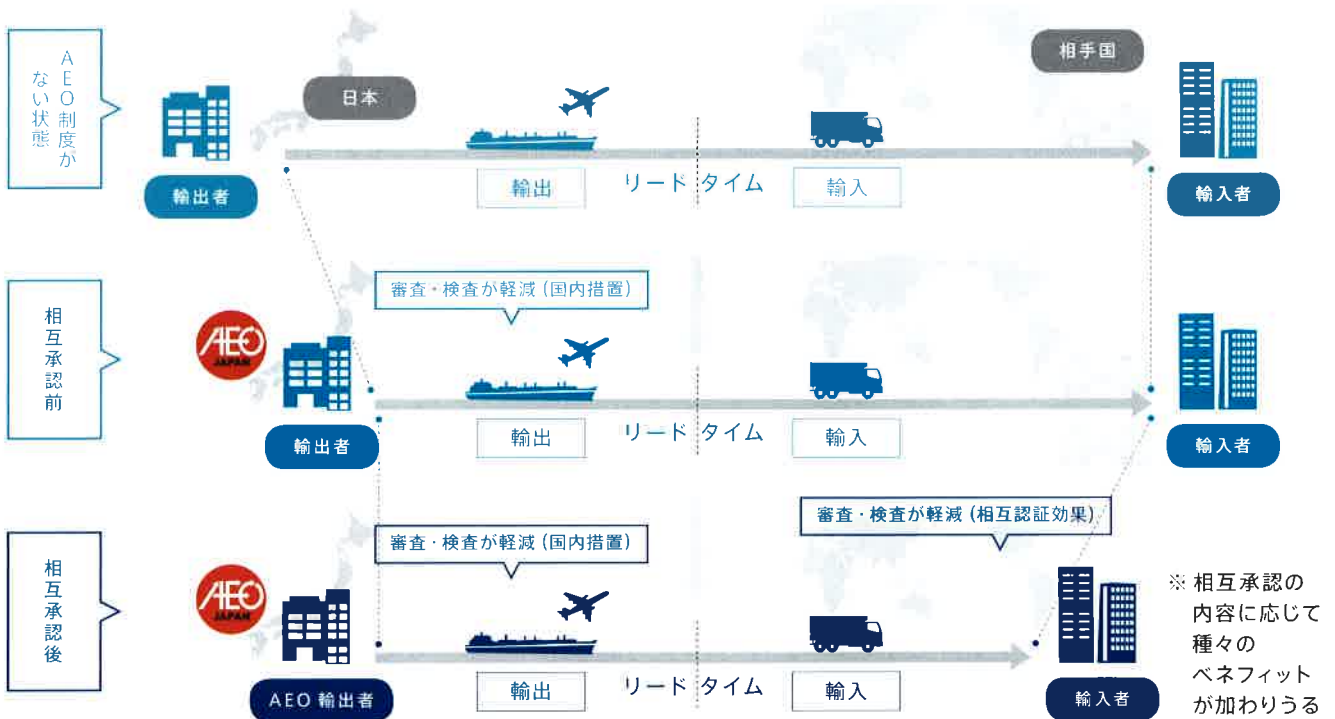
(※) 「輸出入者」又は「通関業者」が AEO である場合。

海外の AEO 制度との連携 (AEO 相互承認)

AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度及び AEO 事業者を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指す相互承認が各国で結ばれています。相互承認を結ぶと事業者にとって、以下のような効果があります。

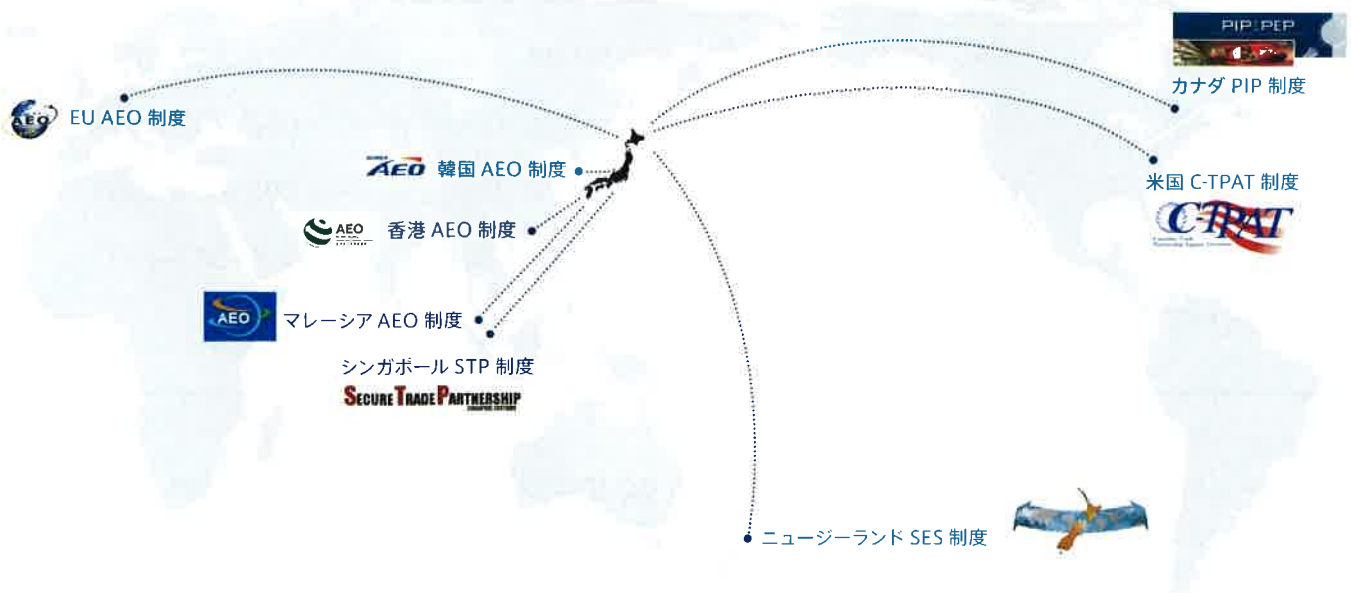
日本の AEO 事業者に対する相互承認効果の例

- ① 自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続でもリスクに応じて書類審査・検査の負担が軽減される等の追加的效果が発生
- ② AEO としての企業ステータスが国際的に認知される



AEO 相互承認の状況

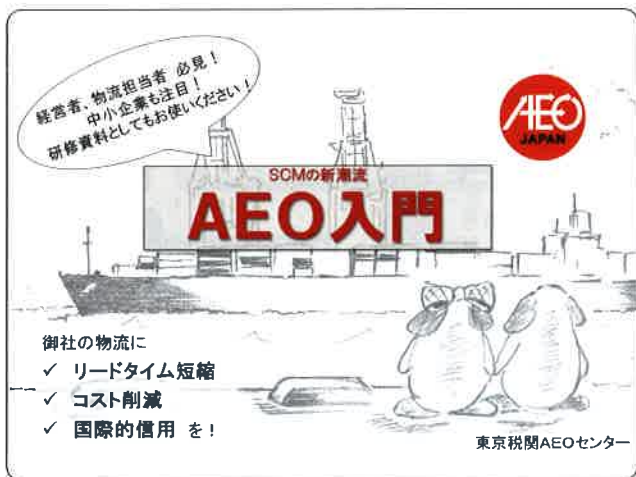
我が国税関も以下の8つの国・地域と相互承認を行っており (平成 30 年 3 月現在)、それ以外の国々とも協議等をすすめております。



3分漫画(You Tube)で AEOを知ろう!



AEO 制度 入門編動画



AEO制度の主旨、一般的なメリットについて分かりやすく解説します。

AEO 制度 セキュリティ編動画



セキュリティ編ではAEO事業者に求めているセキュリティ確保について詳細に分かりやすく解説します。

上記の動画は、

税関チャンネルから閲覧できます

You Tube AEO <http://www.youtube.com/user/mof>

制度について、詳しく知りたい場合は、

最寄りの税関のAEO制度担当部門にお問い合わせ下さい。

税関イメージキャラクター
カスタム君



- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| ■ 函館税関 0138-40-4254 | ■ 神戸税関 078-333-3071 |
| ■ 東京税関 03-3599-6343 | ■ 門司税関 050-3530-8312 |
| ■ 横浜税関 045-212-6125 | ■ 長崎税関 095-828-8801 |
| ■ 名古屋税関 052-654-4169 | ■ 沖縄地区税関 098-862-9291 |
| ■ 大阪税関 06-6576-3391 | |

税関HPのAEO制度の説明も、ぜひご覧下さい。

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

税関 AEO

